

イラン家族保護法案（二〇一二年一月二三日司法権公表）

訳・註 貫井 万里

註 森田 豊子

佐藤 秀信

細谷 幸子

山崎 和美

凡例 爲永 憲司

凡例

1

翻訳の底本には、イラン・イスラーム共和国司法権ウェブサイト（一三九〇年一月三日／二〇一二年一月二三日付で公表された以下の家族保護法案（Lāyehe-ye Hemāyat-e Kānevāde）を用いた。

<http://www.dadiran.ir/Default.aspx?tabid=1039>

<http://www.dadiran.ir/LinkClick.aspx?fileicker=8vEHLFRlIZw%3d&tabid=1039&mid=1669>

また、翻訳にあたっては以下のウェブサイト（一三八六年六月二日／二〇〇七年八月二四日に掲載された家族保護法案（一三八六年五月一日／二〇〇七年七月二三日国会提出）の原文及び英訳を適宜参照した。

『メイダーネ・ザナーン』ウェブサイトに掲載された家族保護法案
<http://www.meydaan.net/ShowArticle.aspx?arid=330>

『ハバル（Khabar）』紙ウェブサイト（一三九〇年五月三〇日／二〇一一年八月二日に掲載された家族保護法案修正条項（二〇一一年八月に国会の司法・法律委員会によって修正された条項）
<http://www.khabaronline.ir/news-168927.aspx>

「イラン人権文書センター（Markaz-e Asnād-e Hoquq-e Bashari-e Irān）」ウェブサイトに掲載された家族保護法案（一三八六年五月一日／二〇〇七年七月二三日国会提出）及び家族保護法案修正条項（二〇一一年八月に国会の

2

司法・立法委員会によって修正された条項）の英訳
<http://www.iranhrdc.org/english/human-rights-documents/iranian-codes/3199-family-protection-act.html>

訳註に頻出する法律については、それぞれ以下のウェブサイトに掲載された原文及び日本語訳を参照した。

国会ウェブサイトに掲載のイラン・イスラーム共和国憲法（Qānūn-e Asāsī-ye Jomhuri-ye Eslami-ye Irān）
<http://parliran.ir/index.aspx?siteid=1&siteid=1&pageid=219>

日本イラン協会編『イラン・イスラーム共和国憲法』日本イラン協会、一九八九年。

国会附属研究センター掲載のイラン・イスラーム共和国民法（Qānūn-e Madani）
<http://re.majlis.ir/fa/law/show/92778>

司法権官報ウェブサイト掲載の一般・革命裁判所設置法及び改正法（Qānūn-e Tashkīl-e Dādghān-hā-ye ‘Omūmī va Enqelāb）
<http://www.dastour.ir/brows/?lid=%20%20%20%20152297>

司法権官報ウェブサイト掲載の一般・革命裁判所訴訟規則民法編及び改正法（Qānūn-e Āyīn-e Dādāstī-ye Dādghān-hā-ye ‘Omūmī va Enqelāb, dar Omūr-e Madani）
<http://www.dastour.ir/brows/?lid=186093>

3

年代は、訳文ではペルシア語原文のヒジュラ太陽暦（イラン太陽暦）を西暦に換算した上で、ヒジュラ太陽暦／西暦の形式で記した。一方、註では必要な場合を除いて西暦のみ記した。ヒジュラ太陽暦を西暦に換算する際、年代を確定したい場合には「一三五三／一九七四―七五年」のように記した。

4

訳文中の括弧のうち、「」はペルシア語及びアラビア語の特殊用語、「」

神の御名において

「家族」は、その成員の幸福や社会基盤の安定に、決定的な役割を果たす基本的な制度である。イラン・イスラーム共和国憲法第一〇条では、下記のように規定している。

家族はイスラーム教社会の基本的単位であるので、すべての関連法令、規則及び政策はイスラーム教的人権及び道徳に基づき、家族構成を容易にし、家族の神聖を擁護し、家族関係を強化するものでなければならない。¹⁾

イスラーム革命の勝利後、監督者評議会の見解に従って、家族法に關係した規定、特に一三五三／一九七五年に成立した家族保護法の一部が、シャリーアに適合していないとの判断を下されたため、一部に法律の欠缺が生ずることとなった。他方、家族関連の諸規定が分散し、それらの廃止の有無が不明であることは、家族の紛争の解決に多大な支障をきたす原因となった。

上記の経緯と、イスラームの法と倫理の秩序における家族制度の特別な役割と立場を考慮すると、イラン・イスラーム共和国憲法第二一条²⁾の内容の実現を目指す上で、家族制度を支配する現在の法律の一部に不備があり、その結果、訴訟の審理を行う裁判所において混乱が生じている。加えて、法律が曖昧であったり、煩雑であったり、あるいは、法律自体が存在していな

は訳者による語句の補足、() は簡単な語彙の説明や言い換えを示す。また、ペルシア語及びアラビア語のローマ字転写を挿入する際にも () を用いた。

5

ペルシア語及びアラビア語の転写法は大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』(岩波書店、二〇〇二年)の方式に拠った。

かったり、それらが現実的な状況に対応していないために、社会や家族制度に悪影響を及ぼしている。可能な限り、家族の問題を解決し、将来、想定される課題に対応するために、法律の見直しと法案編纂の必要性が、強く認識されている。

「家族保護法」は、上記の事情を背景に、下記のような目的の下に編纂された。

- (一) 家族、特に女性と子の権利に関する規定に存在する問題の解消
- (二) 家族の紛争に関する裁判の遅延の解消と審理の専門化
- (三) 家族に関する現行の法律や規定の曖昧さ、矛盾、空白の解決
- (四) 家族に関する法的手続きの簡略化

本法案に関しては、一方で過去に分散した規定が含まれ、他方で諸問題の解決のために実施された調査研究によって、新しい解決方法が提示され、「家族の」保護に関する規定に更なる配慮が払われたという点に言及する必要がある。民法における法の本質に関わる規定については、拘束力のあるものとして残されている。そして、神の思し召しに適えば：民法全体にわたる改正計画の中で、調査検討がなされた上で、見直しが図られることとなるだろう。

ここで対象としている目的の達成のために、下記の事項が提案される。

- (一) 家族専用の裁判所の設置
- (二) 多数の裁判官による家族に関わるあらゆる紛争の審理
- (三) 家庭裁判所における司法の知識を有する女性の任用と、当該女性の裁判及び判決過程への参加の義務化
- (四) 家族相談センターの設立
- (五) 子の監護、養育、面会と扶養料等の事項について、裁判所の緊急決定の促進
- (六) 家庭裁判所の通知において、ファックス、留守番電話や電子メールといった迅速な通信手段の利用を可能にする
- (七) 妻からの訴訟については、妻の居住地で受け付けることを可能にする
- (八) 子の扶養料の請求のために、母親が訴訟を起こすことを可能にする
- (九) 家族相談センターの証明書があれば、裁判所に申告することなく協議離婚を登録することを可能にする

第一章 家庭裁判所

第一条 憲法第二一条第三項の施行において、本法律が対象とする家族に関連した紛争及び問題を審理するために、司法権は本法律成立から三年以内に、すべての地方裁判所に、家庭裁判所を設置しなければならない。家庭裁判所を郡の裁判所に設置する場合は、司法権長が状況に応じて判断する。³

第一項 本法律の施行後、家庭裁判所が設置されていない地方裁判所では、その司法区にある常設の一般裁判所民事裁判部門が、関連した手続を遵守しつつ、家庭裁判所の管轄する紛争及び問題を審理する。

第二項 家庭裁判所が設置されていない郡では、その司法区にある常設裁判所が、家族に関する紛争を審理する。ただし、婚姻と離婚の原則に関連する訴訟については、最も近い司法区の家庭裁判所で審理される。

第二条 家庭裁判所は裁判長あるいは判事補⁴と二人の顧問で構成され、裁判所の構成員の一人は、必ず、司法の知識を有する女性であることが必要である。それによって正式に法廷が成立し、そこでの多数決は正式な判決として認可される。

第三条 家庭裁判所の判事補は、既婚者で最低四年の法曹実務経験を必要とする。

第四条 下記の紛争及び問題は、家庭裁判所で審理される。

- (一) 婚約及び婚約破棄に伴う損害
- (二) 普通婚、一時婚、婚姻許可⁵
- (三) 離婚、離婚取消、婚姻取消、「一時婚の」婚姻契約期間の早期終了及び満了⁶
- (四) 親族の扶養料、婚資⁷、妻の扶養料、その他の婚姻関係から生ずる諸権利
- (五) 嫁入り道具
- (六) 子の監護と面会
- (七) 親子関係⁸
- (八) 夫婦の義務の不履行と履行
- (九) 未成年者⁹の自然後見、選任後見、監督者に関わる事項
- (一〇) 成人¹⁰、後見¹¹とその解除
- (一一) 婚姻契約に含まれる条件
- (一二) 保護者のいない子の保護
- (一三) 胚提供¹²

第五条 家庭裁判所は、夫婦間で生じた家族に関する事項の違反や刑罰に関しても審理する。

第六条 裁判所は、夫婦のいずれかが財力に欠けていると判断した場合、裁判費用の支払を免除する。同様に、財力に欠ける個人の要望及び必要性に応じて、裁判所は、当該人物のために国選弁護人¹³を任命する。もし、財力に欠ける者が勝訴した場合、裁判所は判決によって、敗訴した側に裁判費用及び国選弁護人の弁護料の支払を命ずる。ただし、事前に、本件において当事者に財力がないと見なされる場合を除く。

第七条 母親、あるいは、子の監護や未成年者の養育を、事実上引き受けている者はすべて、たとえ、選任後見の責任を負っていないとしても、その未成年者のために扶養料を請求する権利を持つ。

第八条 訴訟の主題を決定する前に、夫婦のいずれかの要求に応じて、子の監護、養育、面会、妻の扶養料といった、義務の所在を緊急に決定すべき事柄について、裁判所は、保証書をとることなく、暫定措置を下すことができる。本措置は、司法区長の了承なく執行することが可能である。裁判所が六か月以内に訴訟の主題の審判手続に入らない場合には、無効となり、暫定措置は停止される。ただし、裁判所が本条項に従って、再度、暫定措置を発出した場合を除く。

第九条 家庭裁判所における審理は、提訴があれば、通常の裁判の手続を経ることなく実施される。

第一〇条 家庭裁判所の通知は、郵送、ファックス、留守番電話、電子メール他、裁判所が適切であると認めた方法で行われる。いかなる場合でも、裁判所からの通知は有効となる。

第一一条 裁判所は、和解を促すために、夫婦のいずれかの要求に応じて、裁判の期日を少なくとも二回、延期することができる。

第十二条 本法律が対象とする訴訟において、判決が確定してからそれが執行される前でも、その判決に基づいて敗訴者が支払う債務の保証を、勝訴者は最初の判決を下した裁判所に要求することができる。

第十三条 訴訟の内容が動産の婚資や扶養料を請求するものの場合、妻は夫の居住地あるいは自身の居住地で提訴することができる。

第十四条 夫婦によって、家庭裁判所の管轄している紛争事項が複数の司法区の裁判所に提訴された場合、最初に提訴を受けた裁判所が審理の管轄権を有する。一日に二つまたは複数の提訴がなされた場合は、妻の側から提起された訴訟を審理する資格を有する裁判所が、訴訟の全てを審理するものとする。

第十五条 訴訟当事者の夫婦の一方が、国外在住の場合、イランに居住している側の居住地の裁判所が、審理の資格を有する。夫婦双方が国外在住で、その一方がイランに一時滞在している場合、その居住地区の裁判所が「審理の資格を有し」、夫婦双方ともイランに一時滞在している場合、妻が一時滞在している地区の裁判所が審理の資格を有する。いずれもイランに一時滞在していない場合、テヘラン県の裁判所が審理の資格を有する。ただし、夫婦が別の地区での提訴に合意している場合を除く。

第一六条 司法権長は、テヘラン家庭裁判所に、国外在住イラン人の家族に關わる紛争の審理を専門に行う支部を設置し、必要な場合には、上記事項の審理のために、支部の裁判官をイラン大使館及び領事館に派遣することができる。国外で出された本支部の判決は、イランの常設裁判所で出された判決と同様に執行される。

第一項 本条項で定められた上述の支部が設置されていない、あるいは、同支部への出頭が困難といった理由の場合、国外在住イラン人は、自らの家族に関する紛争を自らの居住する地区の資格のある機関と裁判所に提訴する。イランの資格を有する裁判所が上述の判決を審査し、外国判決の承認

を發出した場合、国外の機関あるいは裁判所の判決は、イランでも執行される。

第二章 家族相談センター

第一七条 家族の基盤を強化し、家族間の紛争、特に離婚の増加を防止し、和解の成立を促すために、司法権は、本法律成立から三年以内に家庭裁判所に隣接して「家族相談センター」を設立しなければならない。

第一八条 家族相談センターが設立された司法区では、家族に関する紛争はすべて、家庭裁判所に提出される前に、同センターで協議される。

第一九条 家族相談センターは、相談のサービスを提供すると同時に、和解の成立に努める。和解が達成された場合、和解書を作成し、そうでない場合には、自らの専門的な見解を、論拠を示し、書面で通知する。

第二〇条 夫婦が離婚請求することで合意した場合、家族相談センターは、本法律第二六条⁵⁾に従って「手続を」実施する。

第二〇条 裁判所は、家族相談センターの専門的意見を考慮して判決を出す。ただし、上述の見解が、明確に法的状況に反すると判断される場合を除く。

第二一条 家族相談センターの構成員は、心理学、社会福祉、法律、イスラーム法学といった様々な学問分野の専門家から選ばれる。いずれのセンターに關しても、少なくともメンバーの半数が女性であることを条件とする。その他の条件、構成員の定数、人事、研修、罰則規程、組織、服務規程、家族相談センターの数、相談サービスの料金、その支払方法に關しては、本法律の成立後、三か月以内に司法省によって、福祉・社会保障省の協力で準備され、司法権長の承認を得た規則に基づくものとする。

第三章 婚姻

第二二条 普通婚、婚姻取消、離婚、離婚取消（復縁）、離婚及び婚姻の取消宣言は、登録を必要とする。

第一項 一時婚の妻が妊娠した場合、この婚姻についても登録を必要とする。その他の場合の一時婚の登録は、夫婦の合意に基づいて実施される。

第二三条 保健・治療・医療教育省は、本法律の発布日から一か月以内に、

夫婦ともに婚姻前に予防接種を行うべき病気と、婚姻が原因となって配偶者と子に危険を及ぼしうる伝染性の病気を指定し、通知する義務がある。すべての婚姻登録所は、婚姻登録の前に、保健・治療・医療教育省が認定した医師と医療機関が発行する、麻薬中毒者ではないこと、本条項が対象とする病気に罹患していないこと、そして、夫婦ともに予防接種を受けたことを証明する証明書を、夫婦に要求し、記録する義務がある。

第四章 離婚

第二四条 離婚及び婚姻解消に関連した事項の登録は、公的な登録機関^⑤において、裁判所による和解不能証明書^⑥、あるいは、裁判所からの関連する判決、あるいは、離婚に関する夫婦の合意事項についての家族相談センターの証明書が出された後に、はじめて認可される。

第二五条 夫婦が、離婚請求で合意している場合には、家族相談センターに相談する必要がある。同センターは、カウンセリングを行う一方で、和解及び離婚の取り下げに向けて努力をする。和解及び離婚請求の取り下げが成立した場合は、和解書が作成され、そうでない場合には、合意事項を詳細に記述した離婚についての夫婦の合意書が発行される。

第二六条 離婚が、夫から一方的に請求されている場合には、和解不能証明書の発行を求める訴状が裁判所に提出される。妻側から離婚請求されている場合には、状況に応じて、離婚に必要な判決を求める訴状、あるいは、委任された離婚権の行使に関する条件^⑦に基づく訴状が、裁判所に提出される。

第二七条 離婚請求の全てについて、裁判所は、和解成立のために努力し、当該事案を調停に付す必要がある。裁判所は、調停人^⑧の意見を考慮して、和解不能証明書、あるいは、離婚の判決を下す。調停人の意見を受け入れない場合には、裁判所は、論拠を示した上で否定する必要がある。

第二八条 調停に付す決定が出された後に、夫婦は各自、通知後一週間以内に、自らの親族のうち一名、少なくとも三〇歳以上の既婚者で、イスラーム法及び家族や社会の問題に精通している者を、調停人として裁判所に紹介する必要がある。

第一項 既婚であったが、配偶者が死亡している者も調停人として認可される。

第二項 調停人の選択と召喚の方法、調停人の義務と調停の回数は、本法律の成立後、三か月以内に司法省が策定し、司法権長が承認した規則に従う。

第二九条 親族の中に有資格者がいないか、適した人物が近くにいない場合、あるいは、親族が調停人となることを拒否した場合、夫婦は各自、自らの調停人を別の有資格者の中から選び、紹介することができる。拒否されるか、調停人紹介の能力がない場合には、裁判所は夫婦各自からの申請に基づき、あるいは職権により、家族相談センターの有資格者を調停人として選任することができる。

第三〇条 裁判所は、離婚判決の言い渡し、あるいは、和解不能証明書の発行の一方で、嫁入り道具、婚資、妻、子、胎児^⑨の扶養料の義務や、子の養育方法、養育費、その支払方法を明示する。裁判所は、子との愛情ある関係と子の利益を考慮して、父親、母親、親族との面会の手順、時、場所を決定する。離婚の登録は、上記費用の支払が完了してから行われる。ただし、妻が同意している場合や、「夫の」返済不能や分割払いの判決が下されている場合はこの限りではない。妻が上記費用を受領することなく、離婚の登録に同意する場合、離婚登録の後に、関連の規定に従って、裁判所の判決を執行することで、上記費用を徴収することができる。

第一項 「妻の」懐胎の有無について、資格を有する医師の証明書の提出が義務付けられている。ただし、夫婦が胎児の存在について、意見が一致している場合を除く。

第三一条 離婚後の女性は、イスラーム法上の義務を負っていない家事労働に対して、報酬を請求することができる。裁判所は、和解によって、女性の請求している報酬が保証されるよう努力する。和解に至らなかった場合、この点に関して、契約書に記載がある場合、あるいは、契約書においてその義務が免除されている場合、その条件に従って報酬が支払われる。そうでない場合、女性が、イスラーム法上の義務を負っていない家事労働を、夫の命令により、報酬を受けることもなく行った際、慣例としてそれに対して適正な報酬が支払われるべきであるので、裁判所は上記労働への適正な報酬を専門家の見解をもとに算定し、支払の判決を下す。

上記以外では、共同生活の年数や行われた労働の種類、夫の財力を考慮して、裁判所は妻にとって許容可能な金額を決定する。

第三二条 離婚登録所^⑩に提出するための和解不能証明書の有効期間は、

最終判決の言い渡しの日、あるいは、その通知の日から三か月である。上記証明書が、この期間内に提出されない場合、もしくは、それを登録所に提出する側が、提出日から三か月以内に登録所に出頭しない場合や、必要書類が提出されない場合には、有効性を失う。

第一項 裁判所の判決に対し、再審理のために控訴請求を行う場合、本条項記載の上記有効期間は、控訴²³の段階での判決の通知日、あるいは、控訴期間の満了日から起算される。

第二項 判決が執行可能であることを証明する最終的な証書は、裁判所から交付され、同時に離婚登録所に提出される。

第三項 離婚の判決に対する控訴請求の審理は、六か月以上に及んではならない。

第四項 女性が離婚後に、別の婚姻をした場合、すでに登録された離婚の決定を無効にする判決を下すことはできない。

第三三条 夫が規定の期間内に離婚登録所へ行き、和解不能証明書を提出したものの、妻が一週間以内に出頭しない場合、登録所の長が、夫婦に、離婚宣言²²の執行とその登録のために、登録所に出頭するよう警告する。妻が出頭せず、妻の側からその理由の説明がないときには、離婚宣言が執行され、登録される。理由が連絡されているときには、上述の手順で、再度召喚がなされる。妻が欠席した場合には、その登録所から妻に連絡される。

第三四条 離婚判決書が、妻の方から離婚登録所に提出され、夫が一週間以内に出頭しない場合、登録所の長は、離婚宣言の執行とその登録のために、登録所に出頭するよう夫婦に警告する。夫が出頭しない場合、あるいは、夫が離婚宣言の執行を拒否している場合には、登録所の長は、それを執行して離婚を登録し、その旨を夫へ通告する義務を有する。

第一項 本条及び前条記載の離婚宣言執行の告知と、その執行期日との間には、一週間以内であってはならない。

第三五条 離婚宣言の執行は、イスラーム法に則り、登録所あるいは別の場所²⁴で、登録所の長、あるいは、その代理人の立ち会いの下で実施される。

第三六条 離婚の取消に関しては、離婚宣言が、関係する規定に従って執行され、離婚の同意書が用意される。しかし、離婚の登録は、待婚期間²⁵が終了するまでに、離婚された妻との同居を証明できる、少なくとも二名の証人による書面の証明書の提出を必要とする。ただし、妻が登録に同意

をしている場合を除く。離婚の取消が実施される場合、離婚の同意書は無効となる。離婚取消がない場合、離婚の同意書は合意され、離婚が登録される。最終的な同意書には、登録所の長と夫婦、あるいは、その代理人と二人の離婚証人が署名をする。妻が請求する場合には、離婚宣言の実施証明書と離婚取消不能の証明書が、妻に交付される。

第五章 子の監護と養育

第三七条 面会、監護、養育、及びその他子についての事柄に関する合意が、子の福祉²⁶に反したり、あるいは、監護責任者が、監護のために定められた義務の遂行を怠ったり、もしくは、監護下にある子と面会の権利のある人々との面会を妨害したりしたと判断した場合、裁判所は子の福祉に適切な決定を下すことができる。裁判所は、監護の任務を別の人物に委託したり、子の監督について見識のある監督者、あるいは、それと同等の者を任命したりすることができる。

第三八条 母親及び子の監護と養育を委託された人物が、後见人²⁷や選定後见人²⁸の同意なく、子を、双方で決めた場所、あるいは、離婚の発生以前に住んでいた場所から、別の場所、あるいは、国外に連れ出すことはできない。ただし、裁判所が、それを子の利益に適うと判断し、面会の権利を考慮し、許可を出した場合を除く。受益者の要求に応じて、裁判所が、子を国外に連れ出すことに同意した場合、子を帰国させる確約を得るために、適切な保証書をとる。

第三九条 企業、政府機関及び非政府組織が、未成年者への財産の譲渡を義務付けられている場合、この財産は、おおよそ生活の通常費用を保証する程度であり、未成年者の監護と養育の責任を有する人物に委ねられる必要がある。ただし、裁判所が別の方法を決定した場合を除く。

第四〇条 裁判所は、妻あるいは扶養料を必要とする他の人物が請求した場合、今後の扶養料の金額と支払方法を決定する。

第一項 本条等において、裁判所の判決に従って、敗訴者が恒常的に支払をしなければならぬ場合、義務の執行請求は、一度で十分である。裁判所が別の命令を下さない限り、執行行為は継続する。

第四一条 妻の扶養料、子の扶養料及び養育費の支払は、他の全ての負債の支払よりも優先される。

第六章 罰則規定

第四二条 夫が公的な登録機関に登録することなく、普通婚、離婚、婚姻取消、離婚取消（復縁）を行った場合、五〇〇〇万から一億リヤルの罰金に科せられる。

第一項 一時婚の妻が妊娠した際、夫がこの婚姻について即時に登録しない場合、本条項の規定により、刑罰が下される。

第四三条 事実と反して、本法律第二三条の示している証明書を発行した医師は、三年から五年間、医療行為を禁止される。

第四四条 外国人が民法第一〇六〇条に記載の許可を取得することなく、イラン人女性と結婚した場合、九日から一年の禁固刑に処される。

第四五条 登録所の長が、裁判所の許可なく複婚^註の登録を行ったり、裁判所の判決、あるいは、和解不能証明書、あるいは、外国の判決の承認、あるいは、夫婦の離婚合意についての家族相談センターの証明書なしに、婚姻解消の原因となる登録を行ったりした場合、この登録所の長に無期限の業務停止が命じられる。

第四六条 子の監護を委託された人物が、監護に関する義務を怠ったり、子と面会の権利を有する人物との面会を妨害したりした場合には、五〇万から五〇〇万リヤルの罰金刑に処される。

第四七条 婚姻契約に基づく権利に従って、妻が訴訟を起こした場合、これに対して夫が夫婦関係を否定し、この否定が根拠を持たないことが証明された場合、三か月と一日から一年の禁固刑、あるいは、一〇〇〇万から四〇〇〇万リヤルの罰金刑に処される。同判決に従い、夫の法定代理人が、夫婦であることを知りながらこれを否定をした場合にも、同様に処罰される。

第四八条 女性が、事実と反して、男性との夫婦関係があると主張して、刑事もしくは民事訴訟を起こした場合、三か月と一日から六か月の禁固刑、もしくは、一〇〇〇万から二〇〇〇万リヤルの罰金刑に処される。同判決に従い、女性の法定代理人が、夫婦でないことを知りながら上記のような主張を行った場合にも、同様に処罰される。

第四九条 民法第一〇四一条の規定に反して、法定婚齢年齢に達していない少女と婚姻した男性は、六か月から二年の禁固刑に処される。上記規定に違反した婚姻の結果、妻が四肢の欠陥や慢性的な疾病に至った場合、夫

は、賠償金の支払に加えて、二年から五年の禁固刑に処される。もし、妻が死亡に至った場合、賠償金の支払に加えて、五年から一〇年の禁固刑に処される。

第五〇条 本法律の施行日以後、以下の法律並びに「本法律に」矛盾する規定は全て廃止される。

- (一) 一三二〇年五月二四日／一九三二年八月二六日成立の婚姻法
- (二) 一三二一年一月二〇日／一九三三年三月一日成立の婚姻否認に関する法律
- (三) 一三二七年九月四日／一九三八年二月五日成立の婚姻成立前に医師の証明書の提出義務を定めた法律
- (四) 一三五三年一月一日／一九七五年二月四日成立の家族保護法
- (五) 一三六五年四月二日／一九八六年七月一三日成立の監護権に関する法律
- (六) 一三六七年一月三日／一九八八年四月二日成立の婚姻前に女性に対し破傷風の予防接種を義務化する法律
- (七) 一三七〇年一月二日／一九九二年三月一日成立の離婚に関する規則の改正法
- (八) 一三七六年五月八日／一九九七年七月三〇日成立の憲法第二一条の原則を対象とする裁判所に既存の裁判所の一部を割り当てることに関する法律
- (九) 一三七六年八月一日／一九九七年一月二日成立の和解不能証明書の有効期間を決定する法律
- (一〇) 一三七五年三月二日／一九九六年五月二二日成立のイスラーム刑法第六四五条及び第六六条

【註】

(1) 日本イラン協会編『イラン・イスラーム共和国憲法』一四頁。

(2) 革命後に新たに制定されたイラン・イスラーム共和国憲法第二〇条において、男女の平等が謳われている。その上で特に女性の権利について認めている下記の第二一条に続いている（日本イラン協会編『イラン・イスラーム共和国憲法』一六一―一七頁）。

第二項 政府はイスラーム教の基準に則しつつ、あらゆる面での女性の権利を保障するとともに、下記事項を施行する義務を有する。

第一項 女性の品性及び人格の向上並びに女性の精神的、物質的権利の復活に望ましい基盤の創出。

第二項 母親、特に妊娠中及び児童養育中の母親の保護。扶養者のいない児童の保護。

第三項 家族の本質を守り、その存続を図るための担当裁判所の設置。

第四項 未亡人及び老齢で身よりのない婦人に対する特別社会保険の設定。

第五項 正当な保護者不在の場合、児童の幸福のため、資格ある母親への児童扶養権の付与。

(3) イラン・イスラーム共和国の司法権は、司法権長を長として、検察、裁判所、刑務所、行政監査院などから構成される。行政権に属する司法省に關し、憲法は、「司法権長は、大統領傘下の行政府に置かれる司法省に對し、司法権と行政権との調整、財務、行政、裁判官以外の採用などの権限を委譲する」と規定する（憲法第一六〇条）。裁判所の種類は、最高裁判所を最高機関として（憲法第一六一條）、一般裁判所、革命裁判所、ウラマー特別裁判所、行政（公正）裁判所などに分かれ、一般裁判所と革命裁判所は地方組織を有する。一般裁判所は「民事（hoquq）裁判部門」と「刑事（jaza）裁判部門」を有し、首都テヘランに置かれる最高裁判所を頂点に、州都に置かれる州（高等）裁判所、郡・県・市などの司法区に置かれる地方裁判所とその支部という序列をとる（一般・革命裁判所設置法及び改正法）。家庭裁判については、郡・県・市などに置かれる家庭裁判所あるいは一般裁判所民事裁判部門及びそれら支部が第一審を担い、州（高等）裁判所が控訴審を所管する。

(4) 裁判官は、「判事（dādras）」と「判事補（dādras-e-āia al-badā）」に区分される。一般裁判所と革命裁判所の判事補は、家庭裁判所と同様、末端の地方裁判所及び支部の長である判事から職務を委任され、判事不在の際は当該区長の任命により支部を運営する（一般・革命裁判所設置法及び改正法）。

(5) *nekaḥ-e-dayem*, *movaqqat va ezḥ dar nekaḥ*. 普通婚、一時婚、婚姻許可。「普通婚（通常婚、永久婚 *nekaḥ-e-dayem*）」とは、婚姻期間を設けな^い婚姻を指す。「一時婚（*nekaḥ-e-movaqqat* アラビア語で *nikāḥ muvaqqat*）」は婚姻期間を限定する婚姻のことで、その間の婚資（マフル）についても婚姻契約時に明示する。一時婚は通常、アラビア語で「ムトア婚（*mut'a*）」と呼ばれ、シーア派法学のみがその合法性を認めており、イランではベルシア語で「スイーゲ婚（*stāḡe*）」とも呼ばれる。「スイーパー・ミール・ホセイニー」イスラームとジェンダー——現代イランの宗教論争』明石書店、二〇〇四年、六二二頁（以下、「イスラームとジェン

ダー」と略記）、柳橋博之『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社、二〇〇一年、九八—一〇一頁（以下、「イスラーム家族法」と略記）、大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』九七六—九七七頁】。

(6) *talāq*. 離婚。イスラームにおいて離婚は、婚姻契約の解消を意味し、嫌忌すべきこととされるが、禁じられておらず、契約当事者である夫婦の意向により破棄できる。夫婦のどちらが離婚を望むかにより、方法、条件が異なる。もつとも一般的な離婚は、「タラーク（*talāq*）」と呼ばれ、夫が妻に對し、「私はお前を離婚（タラーク）する」という離婚宣言によって妻との離婚が成立する。タラークに對して一方的離婚という訳語が使用されることもある（柳橋博之『イスラーム家族法』二五九頁）。妻に對して婚資金が未払で残っている時には、離婚宣言の前に夫はこれを支払わなければならない。一度目と二度目の離婚宣言の場合は「離婚取消（復縁、アラビア語で *ruju*、ベルシア語で *roju*）」ができるが、三度目の離婚宣言後は復縁できない。妻が離婚を望み、これに夫が同意し、離婚宣言をする場合は、「フルウ（アラビア語で *khul*、ベルシア語で *ḥāl*）」と呼ばれる（イラン民法第一一四六条）。また、夫婦双方とも離婚を望み、夫が離婚宣言をする形式を「ムバラート（アラビア語で *mubārat*、ベルシア語で *mobarāt*）」と呼ぶ（イラン民法第一一四七条）。フルウとムバラートの形式の場合、一般的に妻はマフルの一部または全部を夫に返還する（ズイーパー・ミール・ホセイニー『イスラームとジェンダー』六二二頁、大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』一〇四六頁、Saḥrī, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emāmi, *Mokhtasār-e Hoquq-e-Khānevāde*, Tehran: Nashr-e-Mizān, 1390 (kh.) / 2011, pp. 255-256）。フルウ離婚は、妻が夫からの束縛から解放され、離婚を勝ち取るために、身請金を支払うことを本質とする契約であるため、「身請離婚」の訳語があてられる場合もある（柳橋博之『イスラーム家族法』三八—三八五頁）。また、狭義の「ファスフアシュ」は、婚姻の無効を宣告する判決を指し、後発的な事由による婚姻の自動的解消とされる（柳橋博之『イスラーム家族法』二五九頁）。上記のような普通婚の解消とは別に、婚姻期間を限定する「一時婚」に關しては、契約期間の満了、あるいは、夫が契約期間満了前に、契約を早期に打ち切る場合、婚姻関係は解消される（イラン民法第一一三九条及び Saḥrī, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emāmi, *Mokhtasār-e Hoquq-e-Khānevāde*, pp. 201-202）。

(7) *mahrīye* (*mehriye*). 婚資。アラビア語ではマフル（*mahr*）という。婚資とは、結婚に際して夫が妻に支払う、現金、物品、不動産のことをいう。イスラーム法に基づく婚姻は契約であり、マフルの支払なしに婚姻契約は成立しない。支払の時期に關しては、婚姻契約締結時に一括で支払う方法に加え、分割して前払いと後払いのマフルを設定する方法もある。後払いのマフルは死別、離婚の際に支払われ

るので、離婚防止の機能を果たしているとされる(大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』九二八頁)。

- (8) *nasab*. 親子関係。イスラームにおいて、親子関係は、監護・扶養の権利義務、後見権、相続権などの有無を決定するにあたって重要であり、イスラーム法学において親子関係が成立する条件が詳しく規定されてきた(柳橋博之『イスラーム家族法』四六七頁)。イスラーム法学における親子関係は、特に父子関係を指すが、イラン民法の第一一五八条から第一一六七条の「子」の条項では、子と父親及び母親の血縁や法的な関係が規定されていることから、現代イラン法においては親子関係が特に父子関係だけを指すのではないことがわかる(‘Ebādi, Shirin, *Hogūq-e Kālak*, Tehran: Kanūn, 1375 (kh.)/1996, p.87)。

- (9) *mahjūr*. 未成年者(*saghir*)を含め、イスラーム法において法的行為を行うことができないと定められている者(複数形 *mahjūran*)。イスラーム法では(一)未成年(二)精神障害(三)浅慮(四)債務超過(五)死の病(*marad al-mawt*) (六)背教(七)奴隷身分(八)有償解放契約の場合、財産処分は禁止され(*hajr*)、法的行為を行うことのできない人物(*majjūr*)とされている(柳橋博之『イスラーム家族法』六三六―六三七頁、柳橋博之『イスラーム財産法』東大出版会、二〇一二年、一四―一五頁)。イスラーム法で財産処分を禁止されている *mahjūr* には、精神障害者や幼児のように理性的能力を欠く「無能力者(*faqid al-ahliyya*)」と、弁識能力は有する未成年者を「限定能力者(*qasir al-ahliyya*)」に加え、行為能力はあるが、浅慮や、債権者や相続人の利益のために、財産処分を禁止される者や「死の病」の状態にある者などがある。日本の法律用語では、単独では完全に有効な法律行為を行うことができない者に対し、「制限行為能力者」という表現が用いられている。現代イランの家族保護法案の文脈において含意されている *mahjūr* として、ここでは「未成年者」の訳語を使用する。イラン革命前の民法(一九二八年)第一〇四二条では、法定婚年齢は、女性は一五才、男性は一八才と定められた。同法では、特定の条件があれば女性は一五才以下でも婚姻できるとされたが、一三才以下の婚姻は禁止された(<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/90625>, accessed 9 November 2012)。イラン革命後の一九八二年に改正されたイラン民法第二二二〇条では、男性は一五才、女性は九才で成人に達するとされ、婚姻が許可された(<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/90625>, accessed 9 November 2012)。二〇〇〇年に改正された民法第一〇四一条において、一五歳未満の男性及び一三歳未満の女性は、保護者や裁判所の許可がなければ、婚姻できないと変更された(<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/97937> accessed 27 November 2012)。他方、一三八一年/二〇〇二年に制定された「子ども及び若者保護法」の第一条によれば、この法律によって擁護される対象は、一八才以下と定めており、法定婚年齢、成人、保護すべき

子供や若者の年齢の解釈にずれが見られる(<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/93849>, accessed 9 November 2012)。

- (10) *roshd*. 成人。イスラーム法では、成年に達した者が熟慮(アラビア語で *rusūd*、ペルシア語で *roshd*)を備えるに至ると、財産行為に関して完全な行為能力、つまり単独で有効に法律行為を行うことのできる能力を獲得すると見なされる(柳橋博之『イスラーム家族法』三二二頁)。イスラーム法において、*bolūgh* は身体的な成熟の意味合いで使用され、*roshd* には、知性や理性的な成熟の意味で使用される傾向にあった。しかし、現代イランの法律では、*roshd* と *bolūgh* は、同様に成人あるいは成熟の意味で使用されている(Safā'i, Seyyed Hoseyn and Asadollah Enāmī, *Mokhasar-e Hoqūq-e Khānevāde*, pp. 70-71)。

- (11) *hajr*. 後見。未成年者を含め、単独で法的な行為を行えない者(*mahjūr*)に対して後見人を付す制度のことをいう。イスラーム法において、正確には「財産処分の禁止」を指しており、単独で有効に財産処分を行うことのできない者に後見をつけることをいう(柳橋博之『イスラーム家族法』六三六頁)。

- (12) *chādā-y-e jānīn*. 胚提供。直訳すると「胎児の贈呈」であるが、ここでは胚(受精卵)の提供を意味する。胚提供とは、生殖補助医療の一つとして行われている方法で、自らの精子・卵子を使って体外受精を行うことが難しい夫婦に対し、第三者の精子と卵子を受精させた受精卵、すなわち胚を提供することを指す。胚提供を含め、不妊の原因によって自らの卵子あるいは精子を使用できない夫婦が、第三者から卵子または精子、あるいはその双方の提供を受ける状況には、以下の三つが想定される。(一)夫の精子と第三者の女性から提供を受けた卵子を体外受精させ、その胚を妻の子宮内に移植する。(二)妻の卵子と第三者の男性から提供を受けた精子を体外受精させ、その胚を妻の子宮内に移植する。(三)第三者の男女の卵子と精子を体外受精させた胚の提供を受け、その胚を妻の子宮内に移植する(これが胚提供に相当する)。イランでは、ハーメネイー最高指導者が上記(一)から(三)に関して、シャリーアに即し合法だとする見解を出している。これを受け、二〇〇二年には第三者からの精子・卵子の提供「上記(一)と(二)」が国会で承認された。翌二〇〇三年には「不妊夫婦に対する胚提供に関する法(Oānīn-e Nahve-ye Ehdā-ye Janīn be Zowj-ye Nā-bārvār)」が承認され、法的に婚姻関係にある夫婦からの胚提供「上記(三)」が合法化された。現在のイランでは上記(一)から(三)のすべての方法が実践されている。本条項では、特に「胚提供」を家庭裁判所の審議事項として取り上げている。その背景として、以下の三つの事情が考えられる。一つ目に、イランでは、第三者から卵子のみ、あるいは精子のみの提供を受けて体外受精を行うよりも、第三者の夫婦からの胚提供を選択することが好まれるという社会的事情がある。たとえハーメネイー最高指導者

- が合法と認定していても、第三者から提供された卵子あるいは精子を、夫の精子あるいは妻の卵子と受精させる（一）と（二）の方法は、シャリーアにおける姦通（*zina*）罪に相当するという意見が根強くある。しかし、婚姻関係にある夫婦の卵子と精子を受精させた胚を譲り受け、その胚を不妊夫婦の妻の子宮に移植するならば、これは姦通罪には当たらないとされる。こうした理由から、卵子・精子のどちらかを第三者から譲り受けることを避け、胚移植を望む夫婦がいるためである。二つ目に、「不妊夫婦に対する胚提供に関する法」において、胚提供を受けるためには、裁判所で許可を取得しなければならない」と規定されている（<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/93943>, accessed 21 November 2012）。この際、不妊であることが医師の診断書により証明された上で、胚のレシピエントとドナーの条件に關しても確認がなされる。三つ目に、子は生物学的な親からの遺産相続しか認められないので、第三者から卵子・精子・胚の提供を受けて子を儲けた夫婦は、子が自らの遺産を相続できるように、監護権（養育権）を取得する法的措置を取る必要が生じるからである（Abbasi-Shavazi, M. J., and M. C. Inhorn, “The Iranian ART Revolution: Infertility, Assisted Reproductive Technology, and Third-Party Donation in the Islamic Republic of Iran,” *Journal of Middle East Women’s Studies*, 4:2 (2008), pp. 1-28）。
- (13) *vakile mo’azedat*. 国選弁護士。国選弁護人の制度は、国民の権利として憲法第三五条に規定されており、家庭裁判所のみならず、裁判一般に見られる。司法権は、主に経済的な理由によって弁護士を選任することができない裁判当事者に対し、所定の機関を通じて国選弁護人を手配する義務を負う（一般・革命裁判所設置法及び同法改正法）。なお、*vakile mo’azedat* は、民事裁判における国選弁護人を指し、刑事裁判の国選弁護人は *vakile tashkhir* とよばれる（“*Vekalat-e Ertelaf, Tashkhir va Mo’azedat*,” *Jān*, 5 April 2011）。
- (14) 原文では、「第二六条」と記載されているが、協議離婚の場合の家族相談センターの手続については、「第二五条」に規定されている。
- (15) *daftar-e rasmi*（複数形 *daftar-e rasmi*）、公的な登録機関。司法省が所管する「国立証書・財産登録機構（*sāzmani-e gah-e asnad va amlak-e keshvar*）」の管轄下にある「公的な登録機関（*daftar-e asnad-e rasmi*）」の中の一つである離婚登録所を指すと思われる（*Encyclopaedia Iranica* ホームページ <http://www.iranicaonline.org/articles/daftar-e-asnad-e-rasmi>, accessed 28 September 2012、国立証書・財産登録機構ホームページ <http://www.ssaa.ir/Default.aspx?tabid=62>, accessed 28 September 2012）。
- (16) *‘adami-eh kan-e sazesht*. 和解不能証明書。和解不能証明書とは、一九六七年に成立した家族保護法第一六条第一項及び一九七五年に改正された同法第一〇条で法制化された離婚の際に必要な証明書である。同条において、「離婚宣言及び離婚の登録は、裁判所での審理の後、和解不能証明書が発行されてから実施される」と規定されたために、夫による突然の一方的な離婚宣言が予防されることになった（<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/97187>, accessed 31 October 2012）。革命後、家族保護法は公式には停止となったが、一九九二年に改正された離婚法第一条において、離婚に際して、再び和解不能証明書の提出が義務付けられるようになった（<http://rc.majlis.ir/fa/law/show/99628>, accessed 9 November 2012）。
- (17) *vekālat dar taluq*. 離婚権の委任。イスラーム法では、一方的離婚権、すなわち婚姻を任意に一方的に解消する権利は、夫に固有の権利であり、妻には認められていない。しかし、夫が一方的離婚権の行使を妻に委任し第三者に委任（*tan’iz*）したり、その権限を譲渡（*tamlik*）することは可能である（柳橋博之『イスラーム家族法』三七二頁）。離婚権の妻への委任は、イスラーム法学、民法、婚姻法上有効であると考えられており、一九三一年成立の婚姻法第四条で、妻側からの離婚を可能にする婚姻契約書に記載される条件が明確に承認された。一九三四年に改正された民法第一一九条において、妻側から離婚請求を可能にできる条件として、夫が二番目の妻を娶った場合、長期間夫が不在である場合、夫による扶養義務の放棄や、夫によって妻の生命が脅かされたり、共同生活を耐えがたいものにするような悪意ある行為が行われた場合、妻は裁判所で上記条件を証明した後に、自ら離婚を請求できる権利、すなわち委任された離婚権を行使することができる旨が規定された（*Safā’i, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emāni, Mokhtasar-e Hoqiq-e Khanevade*, pp. 218-219）。
- (18) *davari*. 調停人。同義語はハカム（*hakam*）。クルアーン第四章第三五節において、夫婦が離婚について合意できない時には、夫と妻の親族からそれぞれ調停人を出して話し合いをするように推奨されている。調停による紛争解決方法は、イスラーム以前のアラビア半島での慣習に起源を持つといわれ、イスラーム以後にも公の裁判制度を補完する役割を果たした（大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』六四二、一〇四六頁）。両調停人は、婚姻を維持するか解消するか、そして、離婚する場合に、その方法や条件について協議し、合意に達した場合、合意内容を裁判官に報告する（柳橋博之『イスラーム家族法』四一〇—四一一頁）。調停制度は、スンナ派のみならずシリア派イスラーム法学においても有効性が認められ、広く活用されてきた。イラン特別民事裁判所細則第六七六条において、夫婦の紛争の際に調停人に諮ることが記されていたが、一九六七年成立の家族保護法において、調停人の役割が重視され、法制化された。一九九二年成立の離婚に関する規則の改正法第一条では、「裁判所及び調停人を通して、夫婦間の紛争が解決に到らなかった場合、裁判所は和解不能証明書を発行し、夫婦を公的な離婚登録所に赴かせる」と記し、離婚調停を義務化した（*Safā’i, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emāni, Mokhtasar-e Hoqiq-e Khanevade*, pp. 234-240）。

(19) *haml*. 胎児。同義語はジャーニン (*janin*)。イスラーム法学者の見解では、受精後一二〇日で胎児に魂が入り、人間と見なされる。なお、ホメイニー師は胎児に魂が入る時期を受精後「四か月」としてゐる (Rūfānī, M., and F. Noghānī, *Ahkām-e Pezeshki*, Tehran: Mo'assese-ye Farhangī-ye Enteshāratī-ye Tīmūrīzādah, 1378 (Kh./)1999, pp. 79-81)。そのため、それ以降の人工妊娠中絶は殺人と見なされる。胎児は基本的生存権を持つため、本条項で規定されているように扶養義務の対象となる (大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』三七四―三七五、六三八頁)。イランでは、妻の懐胎の有無は、裁判所あるいは調停人による離婚の裁定の重要な判断要素とされ、一九九二年一月一九日成立の離婚に関する規則の改正法第一条によって、妻の懐胎の有無を証明する医師の証明書を裁判所へ提出することが義務化された (Safā'i, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emānī, *Mokhtasar-e Hoqūq-e Khānevāde*, pp. 240-250)。

(20) *daftar-e asnad-e rasmi ya ezdevāj va talāq*. 結婚・離婚登録所。公的な登録機関 (*daftar-e asnad-e rasmi*) は日本の「公証役場」のような役割を果たし、司法省が所管する「国立証書・財産登録機構 (*sāzmān-e sabt-e asnad va amlak-e keshvar*)」の管轄下にある。「結婚・離婚登録所 (*daftar-e sabt-e ezdevāj va talāq*)」は、公的な登録機関の一つである (Encyclopaedia Iranica ホームページ <http://www.iranicaonline.org/articles/daftar-e-asnad-e-rasmi>, accessed 28 September 2012 及び国立証書・財産登録機構ホームページ <http://www.ssaa.ir/Default.aspx?tabid=62>, accessed 28 September 2012)。イランでは婚姻の際、イスラーム法上の婚姻契約に加え、結婚登録所での登録という行政上の手続を経なければならず、離婚時には離婚登録所で手続を行う (スィーバー・ミール・ホセイニー『イスラームとジェンダー』六一―頁)。国立証書・財産登録機構の起源に関しては、ガージャール朝 (一七九六―一九二五) の第四代君主ナーセロッディーン・シャー (在位一八四八―九六) の時代に下された証書登録の権限を担う役所設立を求める王命に遡ることができ、イラン立憲革命 (一九〇五―一) 後には、一三九章から成る「証書登録法 (*qānūn-e sabt-e asnad*)」が成文化され、「証書登録局 (*edar-e-ye sabt-e asnad*)」が証書登録を担うとされた。一九二三年四月一〇日、二六条から成る「証書・財産登録法 (*qānūn-e sabt-e asnad va amlak*)」が制定され、司法省が所管する「証書・財産登録局 (*edar-e-ye sabt-e asnad va amlak*)」が設置された。一九二八年二月一日には九条からなる「財産一般登録法 (*qānūn-e sabt-e omūmī-ye amlak*)」が制定され、不動産の登録が義務化された。一九二九年二月二日、二〇条から成る「公的な登録機関設立法 (*qānūn-e tashkīl-e daftar-e rasmi*)」が成立した。一三二二年 / 一九七三―七四年には「証書・財産登録総局 (*edar-e-ye koll-e sabt-e asnad va amlak*)」を「国立証書・財産登録機構 (*sāzmān-e sabt-e asnad va amlak-e keshvar*)」

に改変する法律が制定され、現在に至っている (国立証書・財産登録機構ホームページ <http://www.ssaa.ir/Default.aspx?tabid=62>, accessed 28 September 2012)。Encyclopaedia Iranica (Last Updated: November 11, 2011) によれば、公的な登録機関 (*daftar-e asnad-e rasmi*) のうち、公文書記録所が九五〇か所、結婚登録所が一二〇〇か所、離婚登録所が五五〇か所あり、そのうちテヘランには、公文書記録所が三〇〇か所、結婚登録所が四〇〇か所、離婚登録所が一五〇か所存在する (Encyclopaedia Iranica ホームページ <http://www.iranicaonline.org/articles/daftar-e-asnad-e-rasmi>, accessed 28 September 2012)。

(21) *farjām*. 控訴。通常は「終審 (請求)」あるいは「上告」と和訳されるが、家庭裁判所は控訴審が終審であるので、本稿では「控訴」と訳した。一般の民事裁判及び刑事裁判は、法令が定める理由があれば、第二審 (控訴審) 及び第三審 (上告審) にて審理される (実質的に裁判の大半は第二審までに結審)。家族保護法案には最高裁判所及び第三審に関する規定はなく、第二審が終審とされる。なお類似の用語である *farjdanzar* は、*farjām* と対照される場合は「控訴」、用法としては上訴全般に用いられる (一般・革命裁判所設置法及び改正法、一般・革命裁判所訴訟規則民法編及び改正法を参照)。

(22) *sābēh-ye talāq*. 離婚宣言。イラン民法第一一三四条において、「離婚は、少なくとも二名の公正な男性の立ち会いの下で、離婚宣言が実施されることによって有効となる」と規定されている。離婚宣言の儀式を行う目的は、離婚の宣言が正確な言葉を用いて行われることにある。伝統的なシーア派十二イマーム派法学においては、アラビア語で離婚宣言を行う必要があったが、現代イランの法律では、アラビア語でなくとも良いとされ、いかなる言語で離婚宣言を行ってもよい。ただし、夫が離婚宣言を行うことができない場合は、代理人を立てる必要がある。現在では、夫は、離婚宣言の儀式の実施を、登録所の代表に委任することが多い (Safā'i, Seyyed Hoseyn and Asadollah Emānī, *Mokhtasar-e Hoqūq-e Khānevāde*, pp. 240-241)。

(23) *odde*. 待婚期間。イスラーム法は、婚姻の解消 (夫との死別あるいは離別) の後に妻が再婚を禁じられる期間を意味する「待婚期間 (*ʿazn dar nekāh*)」を定めている。「待婚期間」はアラビア語で「イッダ (*idda*)」と呼ばれ、婚姻の形態及び婚姻解消の形式、その女性の生理的状态 (月経・懐胎の有無) により、期間が異なる (スィーバー・ミール・ホセイニー『イスラームとジェンダー』六〇―七頁)。普通婚の場合、クルアーンは寡婦の待婚期間を四か月と一〇日と定めており、離婚した女性の待婚期間は三回の月経をみるまで (月経のない女性の場合は三か月)、待婚期間中に妊娠していることが判明した場合の待婚期間は出産後四〇日と定められている (Encyclopaedia Iranica ホームページ <http://www.iranicaonline.org/articles/farjām>).

ly-law#. accessed 2 October 2012. 大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』一四四頁、

『イスラームとジェンダー』六〇七頁）。

柳橋博之『イスラーム家族法』一四七、二七九―二九八頁）。ムトア婚の待婚期間については、二度の月経をみるまでとされ、夫死亡の場合は四か月と一〇日、妊娠時は出産までの期間とそれ（四か月と一〇日）とのどちらか長い方と定められている（大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』九七六―九七七頁）。

- (24) *maslahat-e tefl*. 子の福祉あるいは利益。 *maslahat* は、イスラーム法学の重要概念であるアラビア語の「マスラハ」に相当する。「マスラハ」の文字通りの意味は「利益」であるが、イスラーム法学では「公共の利益」、つまり社会福祉の意味も含まれる（大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』九一―三頁）。「児童の権利に関する条約」の邦訳、日本の「児童福祉法」など国内関連法令において、当該部分は、「児童の利益」、「子どもの最善の利益」などと表現されるが、本稿では「子の福祉あるいは利益」と訳した。子の福祉あるいは利益は、特定の社会集団／共同体の利益に連動する意味での個別的利益を含意し、「子の社会幸福」との解釈も可能である。なお「マスラハ」は、イランの政治的文脈において、特有の意味を含意する。「マスラハ」は、伝統的なシーア派法学では、利益を求める様々な勢力間の係争を引き起こすとして忌避されてきたが、一九八八年にホメイニー師が立法権の最高機関として「公益（マスラハ）判別評議会」の設立を指示して以降、イラン政治の公式ドクトリンとして機能することとなった（Schirazi, Asghar, *The Constitution of Iran: Politics and the State in the Islamic Republic*, translated by John O'Kane, London: IB Tauris, 1997, pp.233-247）。同評議会名の「マスラハ」の後ろに「体制（*nezām*）」との修飾語が付いていることから、「マスラハ」は「国益」あるいは「体制利益」と解釈される場合も多い。
- (25) *wali*. 後見人。イスラーム法では、未成年者、心神喪失者、浅慮者については、これに代わって財産行為を行うか、または許可や追認によってその財産行為の効果を画定せしめることのできる者を必要とすると定められている。この職務を担う者が後見人であり、財産後見を行う（柳橋博之『イスラーム家族法』六三七頁）。

- (26) *qayyem*. 選定後見人。イスラーム法学において後見人は *wali* であるが、イラン民法第二二八条の条文では、この語も、未成年者に代わって法的な権利を行使する後見人という意味で使用されている（<http://re:majlis.ir/fa/law/show/92778>, accessed 16 November 2012）。

- (27) *ezdevāj-e mojaddat*. 二番目（以降）の妻を娶ること（二番目、三番目、四番目の妻との婚姻）。クルアーンは、一人の男性が複数の妻たちを公平に扱うことができなければならないという条件付きで、同時に四人まで妻を持つことを認めているが、実際には、経済的理由等により多妻は稀である（ズイーバー・ミール・ホセイニー